

平成 18 年 10 月 16 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

## 公的資金の返済及び ToSTNeT-2 による自己の株式の取得に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 北山禎介)は、株式会社整理回収機構に保有していただいている当社普通株式について、下記 1. に記載のとおり、整理回収機構を通じて預金保険機構に対し売却の申出を行い、本日承認をいただきましたので、お知らせいたします。

また、当社は、当該普通株式の処分に対応すべく、本年 10 月 13 日に開催した当社取締役会において設定を決議した自己の株式の取得枠設定等に基づき、下記 2. に記載のとおり、自己の株式の具体的取得方法を決定いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、市場取引による当該売却が予定どおり実行された場合には、当社公的資金は完済されることとなります。

### 記

#### 1. 公的資金の返済

整理回収機構が保有する当社普通株式(注)について、市場取引による売却を行っていただきます。当該処分に対応すべく、当社は後記 2. により、自己の株式の取得を行います。

(注) 整理回収機構により、以下の要領で当社第三種優先株式の一部についての取得請求権が行使され、当社普通株式 60,466 株が交付されたものです。

名称	第三種優先株式
取得請求総額	50,000,000,000 円
取得請求日	平成 18 年 9 月 29 日
取得請求権行使価額	826,900 円
取得請求により交付された普通株式数	60,466 株

(詳細につきましては、平成 18 年 9 月 28 日付「公的資金優先株式の返済に関するお知らせ」をご参照ください。)

#### 2. 自己の株式の取得

##### (1) 取得の方法

本日(平成 18 年 10 月 16 日)の東京証券取引所の終値 1,270,000 円で、平成 18 年 10 月 17 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の ToSTNeT-2(終値取引)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

##### (2) 取得の内容

①取得する株式の種類 : 当社普通株式

②取得する株式の数 : 60,466 株

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注 2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

③取得結果の公表 : 平成 18 年 10 月 17 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表します。

この「公的資金の返済及び ToSTNeT-2 による自己の株式の取得に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考) 平成 18 年 10 月 13 日開催の当社取締役会における自己の株式の取得枠設定等に関する決議内容(詳細につきましては平成 18 年 10 月 13 日付「自己の株式の取得枠設定等に関するお知らせ」をご参照ください。)

1. 平成 18 年 6 月 29 日付定時株主総会決議等に基づく自己の株式の取得

- ・取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ・取得する株式の数 : 60,466 株 (上限)
- ・株式を取得するのと引換えに : 79,639,200,000 円 (上限)  
 交付する金銭の総額
- ・取得期間 : 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 12 月 29 日まで

2. 当社定款第 8 条の規定に基づく自己の株式の取得枠

- ・取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ・取得する株式の数 : 6,700 株 (上限)
- ・株式を取得するのと引換えに : 10,000,000,000 円 (上限)  
 交付する金銭の総額
- ・取得期間 : 平成 18 年 10 月 16 日から平成 18 年 12 月 29 日まで

上記 1. 及び 2. の取締役会決議に従った場合の取得する株式の数の上限は 67,166 株、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額の上限は 89,639,200,000 円

以 上

この「公的資金の返済及び ToSTNeT-2 による自己の株式の取得に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。